

令和7年竹田市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和7年3月6日(木) 午後2時30分～午後3時17分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 主任：河崎凌央

6. 議事

議案第17号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 12件

議案第18号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 15件

議案第19号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 1件

議案第20号 農用地利用集積計画の承認について 62件

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 7件

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第24号 非農地証明について 5件

議案第25号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に対する農業委員会の意見について 1件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時30分)

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は4番 首藤徳子委員、7番 坂本大蔵委員の両名を指名いたします。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第5号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が12件ありましたので報告します。

次に報告第6号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が77件ありましたので報告します。

次に利用状況調査に基づく非農地の認定が93件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第17号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 12件

議案第18号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 15件

議案第19号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 1件

議案第20号 農用地利用集積計画の承認について 62件

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 7件

議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第24号 非農地証明について 5件

議案第25号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に対する農業委員会の意見について 1件

以上105案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第17号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第17号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであ

ります。

1 番と 2 番と 9 番の案件は 5 年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3 番と 5 番、7 番から 8 番の案件は 10 年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

4 番の案件は 5 年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

6 番の案件は 10 年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

10 番と 12 番の案件は 6 年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

11 番の案件は 6 年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第 17 号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第 17 号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第 18 号の農用地利用集積等促進計画案は、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第 18 号の 1 番の借り手は〇〇〇〇〇です。

2 番の借り手は〇〇〇〇〇です

3 番の借り手は〇〇〇〇〇です。

4 番と 6 番の借り手は〇〇〇〇〇です。

5 番の借り手は〇〇〇〇〇です。

7 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

8 番と 10 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

9 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

1 1 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

1 2 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

1 3 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

1 4 番と 1 5 番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

選定理由は、いずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第 1 8 号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第 1 8 号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第 1 8 号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第 1 9 号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

1 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 1 9 号の 1 番の案件は、申請者〇〇〇〇〇が、申請地 竹田市久住町大字久住字平木〇〇〇〇 地目 原野 1 筆 面積 5 7 3, 6 9 7 m²のうち 3 3 6, 0 0 0 m²を宿舍用地とする計画です。

議長

1 2 番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

1 2 番 後藤恵美子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第 1 9 号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第19号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。

(14時39分)

議長

再開します。

(14時39分)

議案第20号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番と2番の借り手は、〇〇〇〇です。2年間の使用貸借、1番は新規設定、2番は再設定です。労力6人、稲作中心の法人であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番と4番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

6番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

7番と10番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

8番と9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

11番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作・野菜中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番から15番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の使用貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

16番と17番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年9か月間の賃貸借、再設定です。

18番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、稲作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

19番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

20番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

21番の借り手は、〇〇〇〇です。15年1か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作・野菜中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

22番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

23番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

24番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、新規設定です。労力14人、稲作・野菜中心の法人であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

25番と27番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

26番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

28番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

29番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

30番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

31番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

32番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

33番と34番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

35番から37番の借り手は、〇〇〇〇です。35番と36番は13年間の使用貸借、37番は5年間の賃貸借いずれも新規設定です。労力4人、稲作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

38番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

39番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

40番と42番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

41番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

43番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、稲作・畜産中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

44番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

45番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

46番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

47番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

48番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

49番の借り手は、〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。

50番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

51番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

52番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

53番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

54番と55番、58番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

56番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作・畜産中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

57番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

５９番と６０番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。５９番は４年１１か月間、６０番は５年１か月間の賃貸借、再設定です。

６１番の借り手は、〇〇〇〇です。１０年間の使用賃貸、新規設定です。労力１人、稲作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

６２番の借り手は、〇〇〇〇です。５年９か月間の賃貸借、再設定です。
以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第２０号について、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第２０号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案２０号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第２１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。１番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第２１号の１番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字三宅字家古屋〇〇〇〇 田１筆 面積１２３平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は９４７平方メートルです。

議長

６番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

６番 児玉淳一委員

議案第２１号の１番の調査報告をいたします。譲受人の労力は１人です。農機具はトラクター１台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充た

しており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字飛田川字山王〇〇〇〇 外4筆 田3筆 畑2筆 合計面積2,126平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,126平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に、調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第21号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は耕運機1台・草刈り機3台所有しており、ヤーコン・サツマイモなど野菜・果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字門田字大津留〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積461平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は76,010平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第21号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター4台・コンバイン1台・田植機2台・耕運機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字太田字長田〇〇〇〇田1筆 面積2,416平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は11,370.02平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第21号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植え機1台・耕運機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第21号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町政所字宮田〇〇〇〇田1筆 面積1,714平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は124,258平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第21号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター6台・耕運機1台・その他機械6台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第21号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町新藤字長畑〇〇〇〇 外4筆 田4筆 畑1筆 合計面積13,170平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は35,813平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第21号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・耕運機1台・その他3台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字提畑〇〇〇〇 外2筆 畑3筆 合計面積9,030平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,030平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第21号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は現在持っていませんが購入予定です。野菜・果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第21号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第21号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第22号1番の案件は、申請地 竹田市大字城原字無田迫〇〇〇〇 面積1,487平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は水利不足や獣害により植林して山林として管理する計画です。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第22号1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第22号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第22号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第23号の1番の案件は、申請地 竹田市大字菅生字上菅生〇〇〇〇 面積872平方メートルの畑です。この申請地は第2種農地で、農用地区域からの除外が令和5年11月17日に完了しています。転用目的は農家住宅用地です。工事期間は、許可後から令和7年12月25日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第23号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第23号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第23号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第24号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第24号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字古園〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積614平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は傾斜地で平成12年頃から耕作が出来ず現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第24号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字会々字千引〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積386平方メートルの非農地申請をしたものです。申請者は大分市に住んでおり昭和63年の相続当時から農地としての管理ができず現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

案第24号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字飛田川字下村〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積56平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成6年の相続当時にはすでに植

林されており現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第24号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字次倉字後迫〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積218平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが高齢のため平成元年頃から農地としての管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第24号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字志土知字井塚〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積327平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が昭和34年に居宅を建てその後昭和43年に附属建物を増設し、現況は宅地として利用されています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第24号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第24号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第24号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第25号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 足立主査

今日の追加議案は令和5年度から取り組んできた地域計画について、素案を作成しましたので農業委員会のご意見をいただきたいと思います。まず素案ができるまでの取り組みについて説明をさせていただきます。令和5年度には座談会のための研修を農業委員さん、最適化推進委員さんの参加をいただき開催しました。さらに令和5年度にはこのやり方で明治地区、宮砥地区をモデル地区として座談会を開催いたしました。令和6年度には春に市内全域でアンケートを実施し、農業委員の皆さまにも回収にご協力をいただき回収率は48%となっております。市外在住の方が多かったことも要因と考えます。アンケートの結果ですが、60代以上の方が9割を占めており、後継者がいないという方も84.9%とかなりの数を占めておりました。ご自身の10年後の状況については半数の方が現状維持と回答されており、規模縮小の意向がある方の7割は貸したい、売りたいとのことで、誰かに農地を作ってもらいたいという回答でした。座談会は令和6年の11月から12月にかけて明治、宮砥以外の全地区で開催いたしました。その時にいただいたアイディアをもとに(3)の地域の農業の将来のあり方に反映させております。計画策定後の取り組みですが、農地の集積、集約を目指して毎年座談会を開いて地図の精度を高めていこうと考えております。担当地区の地域計画をご確認いただき、ご意見をいただきたいと思います。なお2月28日から竹田市のホームページでパブリックコメントの募集を行い一般の方のご意見をいただくようにしております。

議長

只今、議案第25号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
地図は各地区の公民館に掲示しておりますので確認しておいてください。

農政課 足立主査

地図の掲示は3月14日を目安に終了したいと思います。

議長

何か意見はないですか。では私から。

アンケートは半分行ってないので、計画は毎年見直す必要があると思いますが、その辺どう考えていますか。

農政課 足立主査

計画は今回で終了ということだけでなく毎年度の見直しが必要となっています。内容を検討し精度の高いものにしていくため次年度以降も取り組んでまいります。

議長

皆さん何かありませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第25号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に対する農業委員会の意見について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第25号はこれを承認することに決定します。

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年竹田市農業委員会第3回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時17分)